

◆ 大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111

開設日	相 談 内 容	相 談 時 間
毎日 ※1	行政一般なんでも相談	10:30~18:00 ※2

※1 毎日開催（年末年始及び大丸休業日を除く。） 相談時間は一組 30 分まで。

※2 大丸心斎橋店南館は 11 時開店です。10 時 30 分～11 時の間は、電話のみの対応になります。

12 時～13 時の間のほか、相談員が相談対応中や所用で席を離れている場合は、留守番電話になります。

※ 行政相談は、近畿管区行政評価局 行政相談担当(電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110)でも受け付けています。こちらも御利用ください。

◆ 専門相談 予約電話（法律、多重債務のみ）：06-6241-5111

開設日	専 門 相 談	受 付 時 間
1 火	民事調停手続に関する相談	13:00~16:30
2 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
3 木	電 気 通 信 相 談	13:15~15:30
4 金	家庭の悩みなど男女共同参画相談	14:00~15:30
5 土	法 律 相 談 【要予約・面談のみ】	13:00~16:20
8 火	行政書士による各種手続相談（遺言・相続、成年後見）	13:00~16:30
10 木	多 重 債 務 相 談 【要予約】	4 月 6 日まで予約受付
12 土	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
13 日	4 月の日曜特別相談（下欄をご覧ください） 民事調停手続に関する相談	13:00~16:30
16 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
21 月	司 法 書 士 相 談	13:00~16:30
24 木	不動産の売買・賃貸に関する相談	13:00~16:30
25 金	年金・社会保険相談	13:00~16:30
28 月	身のまわりの環境相談	14:00~15:30

【お知らせ】

※ 専門相談を急に中止する場合があります。電話や近畿管区行政評価局ホームページでご確認ください。

※ 法律相談、多重債務相談のみ予約が必要です。大阪総合行政相談所（☎06-6241-5111）で受け付けています。その他の相談は、予約なしの先着順です。

※ 法律相談は、多くの方にご利用いただくため一組合計 2 回（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の間）までの利用になります（同日は不可）。

※ 相談時間は、「多重債務相談」以外は 1 組 30 分まで。

【相談・予約・問合せ先】大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111



近畿管区行政評価局
ホームページ

★ 4 月 13 日の日曜特別相談は……

民事調停手続に関する相談(担当：大阪民事調停協会)

たとえば、次のような困りごとや相談ごとの際にご利用ください。

☆ 土地や建物、金銭貸借、交通事故、隣人や職場のトラブルなどの調停手続の利用に関する相談

◆ 大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111

開設日	相 談 内 容	相 談 時 間
毎日 ※1	行政一般なんでも相談	10:30~18:00 ※2

※1 毎日開催（年末年始及び大丸休業日を除く。） 相談時間は一組 30 分まで。

※2 大丸心斎橋店南館は 11 時開店です。10 時 30 分～11 時の間は、電話のみの対応になります。

12 時～13 時の間のほか、相談員が相談対応中や所用で席を離れている場合は、留守番電話になります。

※ 行政相談は、近畿管区行政評価局 行政相談担当(電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110)でも受け付けています。こちらも御利用ください。

◆ 専門相談 予約電話（法律、多重債務、労働相談のみ）：06-6241-5111

開設日	専 門 相 談	受 付 時 間
2 金	家庭の悩みなど男女共同参画相談	14:00~15:30
7 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
8 木	多 重 債 務 相 談 【要予約】	5 月 4 日まで予約受付
9 金	労 働 相 談 【要予約】	5 月 5 日まで予約受付
10 土	法 律 相 談 【要予約・面談のみ】	13:00~16:20
11 日	5 月の日曜特別相談（下欄をご覧ください） 不動産の売買・賃貸に関する相談	13:00~16:30
13 火	行政書士による各種手続相談（遺言・相続、成年後見）	13:00~16:30
14 水	都市再生機構（UR）住宅相談	13:15~15:30
17 土	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
19 月	司 法 書 士 相 談	13:00~16:30
21 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
23 金	年金・社会保険相談	13:00~16:30
27 火	税 金 相 談	13:00~16:30

【お知らせ】

※ 専門相談を急に中止する場合があります。電話や近畿管区行政評価局ホームページでご確認ください。

※ 法律相談、多重債務相談、労働相談のみ予約が必要です。大阪総合行政相談所（☎06-6241-5111）で受け付けています。その他の相談は、予約なしの先着順です。

※ 法律相談は、多くの方にご利用いただくため、一組合計 2 回（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の間）までの利用となります（同日は不可）。

※ 相談時間は「多重債務相談」以外はすべて 1 組 30 分まで。

【相談・予約・問合せ先】大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111



近畿管区行政評価局
ホームページ

★ 5 月 11 日の日曜特別相談は……

不動産の売買・賃貸に関する相談（担当：大阪府宅地建物取引業協会）

たとえば、次のような困りごとや相談ごとの際にご利用ください。

☆ 不動産の取引等に関する相談（契約の事前説明、宅地建物の売買・賃貸契約、契約解除、手付金保全、重要事項説明、宅建業法一般）